資産形成なら SMAM
Sumitomo Mitsui Asset Management

2016年6月29日　販売用資料

三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン　愛称：椰子の実

英国のEU（欧州連合）離脱：アジア・オセアニア株式市場への影響について

2016年6月24日、英国で行われたEU離脱を問う国民投票の結果、英国がEUから離脱することが決定しました。残留派の勝利を想定していた金融市場では、日本株式市場を始めとした主要国・地域の株式が大幅に下落するなど、総じて軟調な展開となりました。

また、24日の東京外国為替市場では、安全資産とされる円に投資家の資金が逃避し、円は一時、1米ドル＝99円台まで急騰したほか、その他の主要通貨に対しても全面高の展開となりました。

こうした状況を受けて、当レポートでは、英国のEU離脱が及ぼすアジア・オセアニア株式市場への影響についてご報告します。

英国のEU離脱を受けたアジア・オセアニア株式市場の動きについて

アジア・オセアニア株式市場は4.0%の下落、週明けは落ち着きを取り戻す。

国民投票日の直前まで残留支持派がやや優勢だったこともあり、金融市場では楽観的な見方が大勢を占めていた中、開票経過で離脱が決定的となったころに取引時間中だったアジア株式市場が下落し、そこから欧州へ、さらには米国へと株安が連鎖しました。また、外国為替市場では、為替が乱高下するなど24日の世界の金融市場は一時的にややパニック的な状況となりました。

週明け27日時点（23日比較）では、日本、英国、米国をはじめ、中国を除くアジア・オセアニアの株式市場が下落しています。ただし、27日のみの値動きでは、米国、英国株式は24日に続き下落したのに対し、日本をはじめオーストラリアにおいて24日終値から反発したほか、アジア・オセアニア株式市場全体でも0.6%の小幅下落となり、市場は一旦落ち着きを取り戻しています。なお、アジア・オセアニアの主要通貨は円に対して全面安となりました。

アジア・オセアニア株式市場は下落

＜主要指数の変化率＞
2016年6月27日（6月23日との比較）

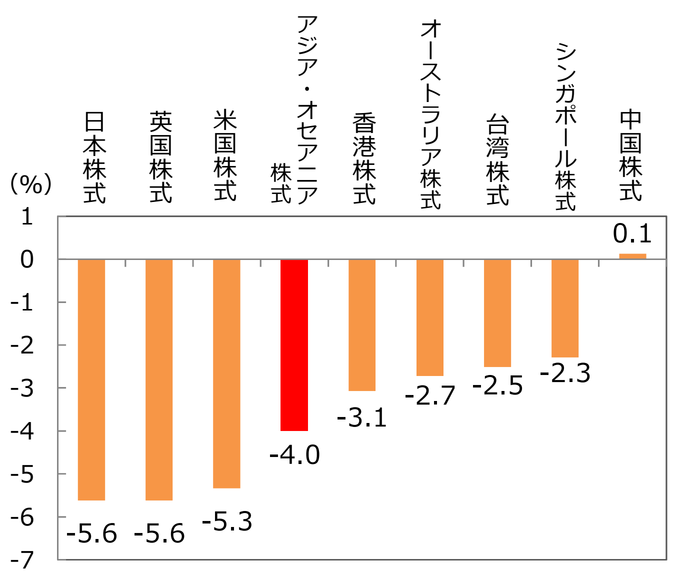

円は主要通貨に対して独歩高の展開に

＜主要通貨（対円）変化率＞
2016年6月27日（6月23日との比較）

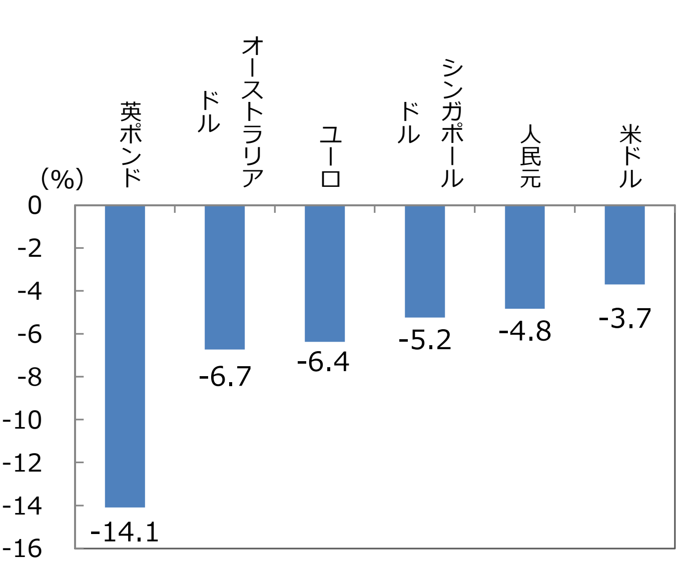

（注）使用している主要指数は、日本株式：TOPIX（東証株価指数）、英国株式：FT100指数、米国株式：S&P500種、アジア・オセアニア株式：MSCI AC アジア・パシフィック・インデックス（除く日本）、香港株式：ハンセン株価指数、オーストラリア株式：ASX200指数、台湾株式：加権指数、シンガポール株式：ST指数、中国株式：上海総合指数、いずれも現地通貨ベース。
（出所）Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

今後の市場見通しと運用方針について

欧州の経済成長率は低下が予想されるものの、世界的な金融危機のリスクは限定的。アジア・オセアニア地域の景気は緩やかな拡大基調を予想。

今回の英国のEU離脱決定による企業および消費者心理の冷え込み、金融市場混乱の影響から、欧州経済の成長率低下が見込まれます。一方、米国経済は個人消費など内需が主導して緩やかな拡大を続けると予想します。なお、英国のEU離脱は早くても2年後となる見込みであり、世界的な金融危機が生じるリスクは限定的と判断しますが、現在の金融市場の混乱が拡大する場合、世界的に企業活動や資産価格に影響が及ぶ可能性にも注意が必要です。

<EU離脱までの流れ>

- 2016年10月まで：英国のキャメロン首相が辞任し、新政権が発足
- ↓ 英政府はリスボン条約第50条に基づき、脱退の意思を欧州理事会に通告
- 通告から2年以内：
  - ↓ 欧州理事会で離脱交渉の方針決定、英国とEUが交渉開始
  - ↓ 欧州理事会と英国が脱退協定で合意
  - ↓ 英国がEUから離脱

金融市場の混乱や経済不透明感を背景に、米国の金融引き締め観測は後退しており、アジア・オセアニア地域では、金融緩和余地が拡大していると考えます。特に、中国においては、政府主導で景気下支え策が強化される動きも見えます。今後は各国・地域で政策対応が強化されることにより、景気や金融市場への悪影響は緩和されると予想します。

各国・地域の政府による各種景気対策に支えられて、アジア・オセアニア地域の景気は緩やかな拡大基調を維持するとともに、企業業績も緩やかな増益基調を続ける見通しです。アジア・オセアニア株式市場のPBR（株価純資産倍率）は過去10年平均と比べて割安圏にあり、株価は横ばいから緩やかな上昇に向かうと予想します。

世界的な金融市場の混乱を、中長期的な投資機会ととらえ、銘柄を厳選。

主要国・地域の金利が非常に低水準となった現在、株式市場では、「配当利回り」の重要度が高まっています。世界的な金融市場の混乱により、短期的には値動きの荒い展開が見込まれるものの、中長期的な観点では魅力的な投資機会を提供していると考えています。「配当利回り」は、配当金を株価で割ったシンプルな尺度ですが、現金収益を創出する能力、株主を重視する経営陣の姿勢、将来の業績に対する自信、財務の強固さ、株価の割安さなど、多くの意味があります。

当ファンドは、2008年のリーマン・ショック、2011年の欧州信用不安など、これまでにも株式市場や為替市場の混乱を経験しましたが、「配当利回りを基準に優良銘柄を厳選して投資する戦略」は長期的な観点では非常に有効だったと考えています。こうした考えのもと、欧州経済の見通し悪化を踏まえて、銘柄選択においては、アジア・オセアニア地域の需要への依存度が高く、収益見通しのより良好な銘柄への厳選を強める方針です。

※上記の今後の見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

「椰子の実」の運用実績

（2016年6月27日現在）

設定来騰落率
（税引前分配金再投資ベース）
約75.8%
（年率換算：約5.3%）

＜分配実績（1万口当たり、税引き前）＞

決算	2005年8月～2012年8月	2012年9月～2013年1月	2013年2月～2013年7月	2013年8月～2014年5月	2014年6月～2014年12月	2015年1月～2016年6月	設定来累計
分配金	7,075円	各期20円	各期30円	各期45円	各期75円	各期90円	9,950円

（注1）データは2005年7月29日（設定日）～2016年6月27日。
（注2）分配金は1万口当たり（税引前）の金額。基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。
（注3）税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。
（注4）設定来騰落率は、税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

【ご参考】ポートフォリオの状況（2016年5月31日現在）

組入上位５通貨（%）		
1	オーストラリアドル	22.6
2	香港ドル	18.8
3	台湾ドル	15.2
4	シンガポールドル	12.2
5	韓国ウォン	7.0

組入上位１０ヶ国（%）				
	国名・地域名	合計	（株式）	（リート）
1	オーストラリア	22.6	18.8	3.8
2	香港	17.0	15.2	1.8
3	台湾	15.2	15.2	0.0
4	シンガポール	12.2	8.8	3.4
5	韓国	7.0	7.0	0.0
6	タイ	5.9	5.9	0.0
7	マレーシア	4.6	3.6	1.0
8	インド	4.5	4.5	0.0
9	ニュージーランド	4.5	3.9	0.6
10	インドネシア	2.4	2.4	0.0

※各項目の比率は、当ファンドの純資産を100%として計算した値です。各資産にはそれに準ずる投資証券等が含まれることがあります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配をお約束するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

【ファンドの目的・特色】

<ファンドの目的>

日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資し、配当収益の確保と信託財産の安定した成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1　日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資します。
- ●アジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資し、配当収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。
- ●株式運用部分に関しては、ファミリーファンド方式を採用し、アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの組入れを通じて実際の運用を行います。

2　銘柄選定に当たっては、配当利回りに着目し、厳選した銘柄を組み入れます。
- ●株式の銘柄選定に当たっては、好配当利回りの銘柄の中から、成長性・財務健全性等を勘案し、厳選した銘柄を組み入れます。
- ●不動産投資信託（リート）等については、好配当利回りの銘柄の中から、安定的な配当が見込める銘柄を中心に組み入れます。

3　実質組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ●基準価額に重大な影響を与えると判断される政治・経済、金融情勢が生じた場合は、弾力的に対応します。

4　毎月決算（原則として18日、休業日の場合は翌営業日）を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
- ●毎月の安定的な分配を目指します。
- ●毎年5月、11月の決算時に基準価額水準、市況動向等を勘案して、毎月の安定的な分配のほかに分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行うこともあります。

※「安定的な分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用に当たっては、スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドの投資助言を受けます。

【投資リスク】

<基準価額の変動要因>

ファンドは、主に海外の株式や不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

- ●ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ●当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ●投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

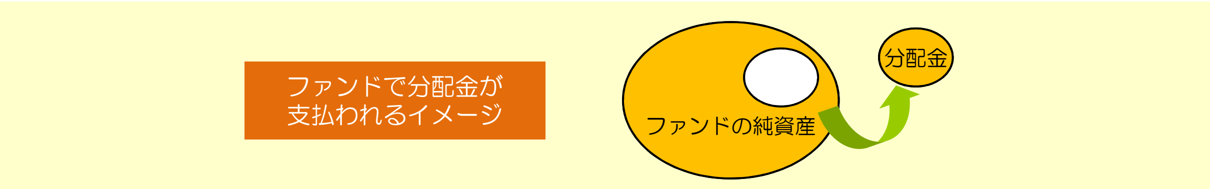

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

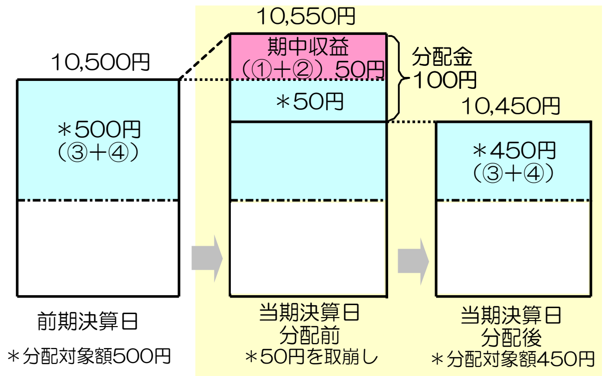

（前期決算日から基準価額が下落した場合）

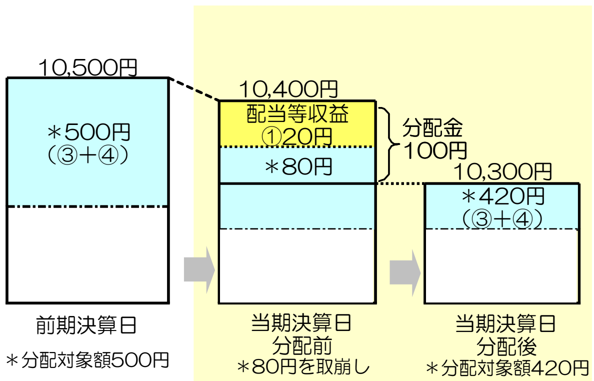

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

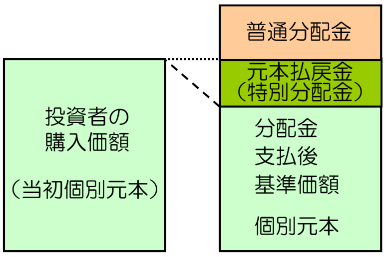

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

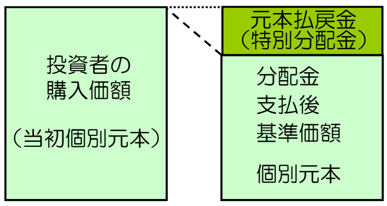

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

信託期間	2005年7月29日（設定日）から無期限
決算および分配	毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※運用状況によっては分配を行わない場合があります。
お申込受付日	原則としていつでもお申し込みできます。ただし、香港またはオーストラリアの取引所の休業日に当たる場合には、お申込みの受付けは行いません。
お申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
お申込単位	お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。
ご換金受付日	原則としていつでもご換金のお申込みができます。ただし、香港またはオーストラリアの取引所の休業日に当たる場合には、ご換金のお申込みの受付けは行いません。換金代金の支払いは、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降となります。
ご換金価額	換金価額は換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

手数料等（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

投資信託は、ご購入・ご換金時等に直接ご負担いただく費用と信託財産から間接的にご負担いただく費用の合計額がかかります。

①ご購入・ご換金時等に直接ご負担いただく費用

時期	項目	費用額
ご購入時	お申込手数料	原則として、お申込価額に3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。詳しくは取扱いの販売会社にお問い合わせください。
ご換金時	ご換金手数料	ありません。
	信託財産留保額	1口につき換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じた額

②保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用

項目	費用額
信託報酬	当ファンドの純資産総額に年1.7064%（税抜き1.58%）の率を乗じた額
その他の費用・手数料	ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。 上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

委託会社、その他の関係法人

【委託会社】三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図を行います。）
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第399号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
ホームページ　：　http://www.smam-jp.com
電話番号　：　0120－88－2976　［受付時間］　営業日の午前9時～午後5時

【受託会社】株式会社りそな銀行（ファンドの財産の保管および管理を行います。）

【販売会社】委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	備考
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※1
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第40号	○	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○				
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第65号	○	○			
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○				
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第8号	○				
髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第114号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○				
中泉証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第17号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○				
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第21号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○				
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第１号	○				
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第7号	○				
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第16号	○			○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○				
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第2号	○				
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○			○	
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○				
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第37号	○			○	
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○				
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第2号	○			○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○	
三井生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第122号	○				※2
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○				
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○				
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○				

※1：「ダイレクトコース」および「投信つみたてプラン」でのお取扱いとなります。
※2：新規の募集はお取り扱いしておりません。

「モーニングスターアワード／ファンド
オブ ザ イヤー 2014」国際株式型部門
最優秀ファンド賞 受賞

●モーニングスターアワード・ファンドオブザイヤー2014について
当ファンドは、2015年1月30日に発表された「モーニングスターアワード・ファンドオブザイヤー2014」において、最優秀ファンド賞（国際株式型部門）を受賞いたしました。当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2014年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。国際株式型部門は、2014年12月末において当該部門に属するファンド1,034本の中から選考されました。Morningstar Award “Fund of the Year 2014”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

※この資料に評価機関等第三者による投資信託・運用者に対する評価・分析が掲載される場合、その評価・分析は過去の一定期間の実績を評価したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

【重要な注意事項】

- ■ 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ■ 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- ■ 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ■ 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- ■ 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ■ 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。